

船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則 の一部を改正する省令案について

平成21年2月
海事局海事人材政策課

1. 背景

第164回通常国会において成立した一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)等が平成20年12月1日より施行されたことに伴い、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第406条において、船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和52年法律第96号。以下「船特法」という。)第7条第1項第1号に規定する「民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人」が「一般社団法人又は一般財団法人」に改められ、船特法第7条の第1項第1号に規定する申請者の対象が拡大されたところである。

また、「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」(平成18年8月15日閣議決定)に基づき、平成20年3月31日の行政改革推進本部決定において、平成20年度中に船特法第7条第1項における指定基準に係る詳細な事項を法令で定めることとされたことを踏まえ、指定を受けようとする申請者の必要な手続きの透明性等を確保するため、船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則(平成2年運輸省令第26号)の一部を改正する。

2. 概要

新たに船特法第7条第1項の規定により船員雇用促進等事業を行う者の指定を受けようとする者が提出する申請書の記載事項及び添付書類について以下のよう
に規定する。

(1) 申請書の記載事項

- ・名称及び住所並びに代表者の氏名
- ・事務所の所在地

(2) 添付書類

- ・定款
- ・登記事項証明書
- ・役員の名簿及び履歴書
- ・法人の組織図及び船員雇用促進等事業に従事する者の人数を記載した書類
- ・船員雇用促進等事業に係る事業計画書及び収支予算書
- ・最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録
- ・指定の申請に関する意思の決定を証する書類

・役員が以下の項目のいずれにも該当しないことを証する書類

- ①成年被後見人又は被保佐人
- ②破産者で復権を得ない者
- ③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過していない者
- ④船特法若しくは船員職業安定法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過していない者

3. 今後のスケジュール(予定)

公布・施行 : 平成21年3月下旬